

保護者様

墨田区教育委員会

緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための諸対応につきまして、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症にかかる感染状況は、非常事態宣言の期間が延長されるなど、依然厳しい状況にあります。

墨田区教育委員会では、子どもたちの安全対策を万全に整えて、現時点での国・東京都の方針等を踏まえ、今後の区立幼稚園、区立小・中学校の教育活動についての方針を決定し、各園・学校に通知しました。

以下の内容をご確認いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染の拡大防止へのご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今後の国や東京都の方針及び、区内等の感染発生状況等を踏まえ、急きょ内容が変更となる場合もありますので、ご理解・ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

1 学校（園）の臨時休業の実施について

令和2年5月7日から令和2年5月31日まで、臨時休業期間とします。

2 入園式・始業式、入学式について

幼稚園の入園式・始業式、中学校の入学式は延期とします。実施の時期などについては、改めて学校情報連絡メールやホームページ等でお知らせいたします。

3 臨時休業期間中の学習等について

臨時休業期間中は、週に1回、1時間程度、登校可能日を設けます。児童・生徒の健康状況の確認を行うほか、家庭での学習課題の配付や成果物の受け取りをしたり、子供の居場所として校庭等の運動できる場所を提供したりするなど、児童・生徒の学習の保障や心のケアに努めます。登校可能日の日にちや時間については、各学校から学校情報連絡メール、ホームページ等でご連絡いたします。実施にあたっては「3つの密（密閉、密集、密接）」を回避することを最優先に、校庭で行うことを原則とし、天候等によって体育館等の十分広く換気が可能な場所で行います。

なお、児童・生徒が学校に来られない場合は、学習課題を保護者の方に受け取っていただくことができます。

臨時休業期間に学習できなかった内容については、新年度の授業等で補充の指導を行うとともに、放課後等の補習、家庭学習等を通じて定着を図ります。

また、区立幼稚園については臨時休業期間中、子供の居場所として必要な理由や、保護者の就労等で家庭での保育が行えないなどの事情がある場合には、幼稚園の通常の開園時間の範囲内で受け入れを行います。詳しくは各園にお問い合わせください。

4 健康状況の確認について

園児・児童・生徒の健康状況を把握するため電話等による連絡を1週間に1回程度行います。

小中学校では、登校可能日にも健康状況の確認をいたします。連絡の方法の詳細につきましては、各学校（園）より電話や学校情報連絡メール、ホームページ等でお伝えいたします。

## 5 家庭での対応について

各家庭では、引き続き新型コロナウイルス感染の拡大を防止するため、以下の点にご協力をお願いいたします。

- (1) 毎朝、お子様の検温を行い、健康観察をしてください。発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理に学校に行かせず、学校（園）にお知らせください。
- (2) 家庭での学習については、毎週、学習スケジュール表が学校から配付されます。スケジュール表をもとに計画的に学習を行ってください。
- (3) 各家庭では、咳エチケット（マスク、ティッシュ、ハンカチ、袖などで口・鼻を覆う）や手洗い等の感染予防対策を行うようにしてください。
- (4) 学校（園）においても、マスクの着用などの咳エチケットの励行について指導を行いますが、マスクの入手が困難な状況が続いていますので、ご家庭での布製マスクの作り方をご案内します。

布製マスクの作り方・洗い方（下記リンク参照）をご案内します。

※布製マスクの作り方の動画（文部科学省ホームページ）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

※布製マスクの洗い方の動画（文部科学省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

- (5) 臨時休業期間中は、人の集まる場所などへの不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。
- (6) 墨田区教育委員会や学校（園）からの連絡は、学校情報連絡メールやホームページ等で行うことがありますので、メールへの登録及び定期的なホームページの閲覧による確認をお願いいたします。

## 6 臨時休業期間終了後の教育活動について

新型コロナウイルス感染症が沈静化するまでの当面の間は、感染拡大防止に留意して教育活動を実施するため、授業や一部の学校（園）行事について、内容や実施時期等の変更を検討していきます。

## 7 その他

今回の臨時休業の延長に伴い、放課後子ども教室も休業といたします。また、区立図書館は5月31日まで閉館といたします。

### 【お問い合わせ先】

- ・感染症予防・感染症発生時の対応について 学務課 給食保健担当 5608-6305（直通）
- ・教育活動の対応について 指導室 5608-6308（直通）
- ・放課後子ども教室について 地域教育支援課 5608-6311（直通）